

経営所得安定対策の概要

令和7年6月
農林水産省農産局穀物課

目次

【経営所得安定対策】

- 経営所得安定対策等令和7年度予算額…………… 4
- 農業の担い手の経営の安定に関する法律（抜粋）…………… 5
- 経営所得安定対策の実施体制…………… 6
- 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）令和7年度予算額…………… 7
- ゲタ対策の品質区分別交付単価（令和5～7年産、麦類）…………… 8
- ゲタ対策の品質区分別交付単価（令和5～7年産、麦類以外）… 9
- ゲタ対策の平均交付単価の推移…………… 10
- ゲタ対策の直近の加入申請状況…………… 11
- ゲタ対策の直近の支払実績…………… 12
- 収入減少影響緩和対策交付金（ナラシ対策）令和7年予算額… 13
- 令和6年産米の10a当たりの当年産収入額及び補てん額（試算）… 14
- （都道府県別試算）… 15
- ナラシ対策の直近の加入申請状況…………… 16
- ナラシ対策の加入申請状況の推移と主食用米のカバー率…………… 17
- ナラシ対策の過去の支払実績…………… 18

- 経営所得安定対策等の加入申請件数…………… 19
- 経営所得安定対策等推進事業令和7年度予算額…………… 20
- 経営所得安定対策等の手続電子化について…………… 21

【関連対策】

- 水田活用の直接支払交付金…………… 23
- 収入保険…………… 24
- 農業共済制度の概要…………… 25

【その他】

- 経営所得安定対策の変遷…………… 27
- 経営所得安定対策年表…………… 28
- 麦の作付面積と生産量…………… 29
- 大豆の作付面積と生産量…………… 30
- てん菜の生産動向…………… 31
- でん粉原料用ばれいしょの生産動向…………… 32
- 国産そばの作付面積、収穫量、10a当たりの収量の推移…………… 33
- 国産なたねの作付面積、収穫量、10a当たりの収量の推移…………… 34



経営所得安定対策

経営所得安定対策等

【令和7年度予算額（所要額） 254,092(248,294)百万円】

<対策のポイント>

米穀、麦その他の重要な農産物について、諸外国との生産条件の格差や農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するため、**畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）**及び**米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）**を担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）に対して直接交付します（いずれも規模要件はありません。）。

<政策目標>

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

<事業の内容>

1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（所要額）202,384（199,236）百万円

諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

2. 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（所要額）44,604（41,924）百万円

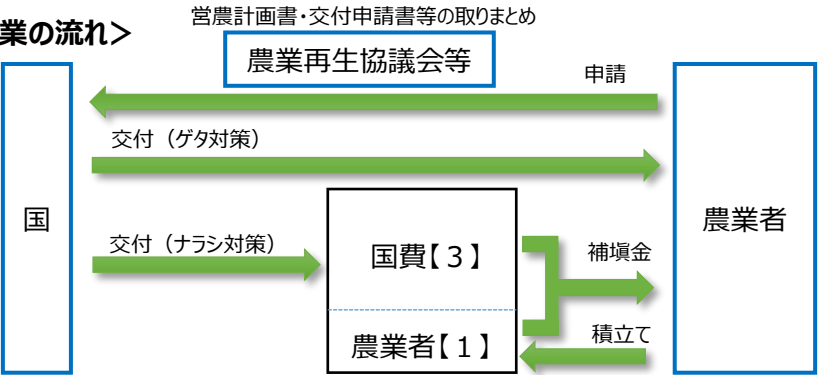
米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの令和6年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から補填します。

3. 経営所得安定対策等推進事業等

7,104（7,134）百万円

農業再生協議会が行う水田収益力強化ビジョン等の作成・周知や経営所得安定対策等の運営に必要な経費を助成します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

〔交付単価〕（令和5年産～7年産まで適用）数量払いの交付単価は品質区分に応じて設定

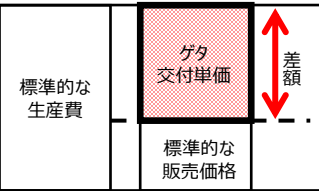
対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け
小麦	5,930円/60kg	6,340円/60kg
二条大麦	5,810円/50kg	6,160円/50kg
六条大麦	4,850円/50kg	5,150円/50kg
はだか麦	8,630円/60kg	9,160円/60kg
大豆	9,430円/60kg	9,840円/60kg

対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け
てん菜	5,070円/1t	5,290円/1t
でん粉原料用ばれいしょ	14,280円/1t	15,180円/1t
そば	16,720円/45kg	17,550円/45kg
なたね	7,710円/60kg	8,130円/60kg

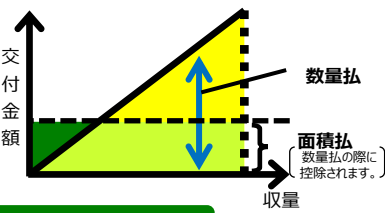
〔面積払〕 当年産の作付面積に基づき数量払の先払いとして交付

2万円/10a（そばについては、1.3万円/10a）

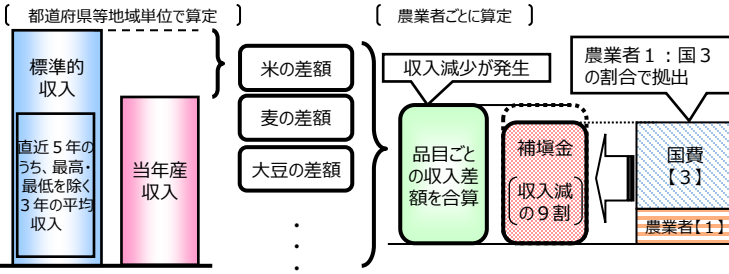
<交付単価のイメージ>



<数量払と面積払との関係>



米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）



農業の担い手の経営の安定に関する法律（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、米穀、麦その他の重要な農産物に係る農業の担い手に対し、我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正するための交付金及び農業収入の減少がその農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付する措置を講ずることにより、その農業経営の安定を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「対象農産物」とは、米穀、麦、大豆、てん菜、でん粉の製造の用に供するばれいしょその他の農産物であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要なもの

二 前号に該当する他の農産物と組み合わせた生産が広く行われているもの

2 この法律において「生産条件不利補正対象農産物」とは、対象農産物のうち、我が国における標準的な生産費が標準的な販売価格を超えると認められるものであつて、我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正する必要があるものとして政令で定めるものをいう。

3 この法律において「収入減少影響緩和対象農産物」とは、対象農産物のうち、収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和する必要があるものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「対象農業者」とは、次に掲げる要件に該当する者をいう。

一 次のいずれかに該当するものであること。

イ 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十三条第一項に規定する認定農業者

ロ 農業経営基盤強化促進法第十四条の五第一項に規定する認定就農者

ハ 農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業団体その他の委託を受けて農作業を行う組織（地域における農地の利用の集積を確実に行うと見込まれること、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれることその他の農林水産省令で定める要件を満たすものに限り、法人を除く。）

二 環境と調和のとれた農業生産に関して農林水産省令で定める基準を遵守していること。

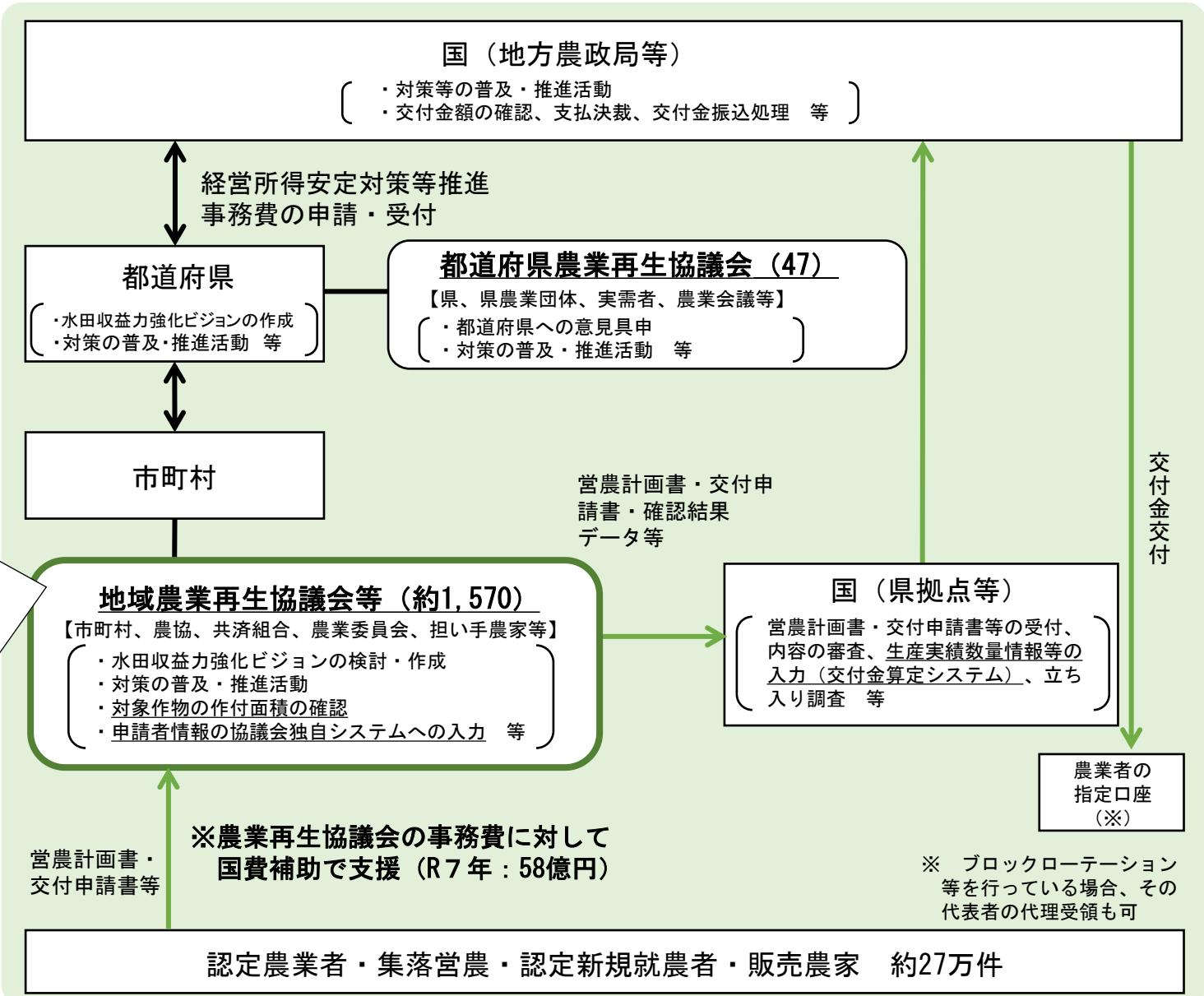
三 その耕作の業務の対象となる農地のうちに、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地として農林水産省令で定めるものがないこと。

経営所得安定対策の実施体制

経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金については、国が申請者に直接交付金を交付する仕組みですが、交付金の申請手続・支払事務等が円滑に進められるよう、都道府県・市町村等地域段階において設置されている農業再生協議会と連携・協力した推進体制を構築し実施します。

経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の実施に当たっては、各地域で農業再生協議会を設立し、対策の普及・推進活動、対象作物の作付面積等の現地確認等を行います。

また、関係者が一丸となって地域農業の方向付けを行っていけるよう、戦略作物助成の対象作物の需要に応じた生産振興をはじめ、担い手の問題、農地の問題を合わせて議論し、行政と農業団体、担い手農家等が協力して推進する体制を整備していきます。



畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

【令和7年度予算額 2,024(1,992)億円(所要額)】

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する制度です。

(1) 交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者
(いずれも規模要件はありません)

※ 集落営農の要件は、①組織の規約の作成、②対象作物の共同販売経理の実施、③「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」について、市町村が確実に行われると判断するもの、とします。

(2) 対象農産物

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

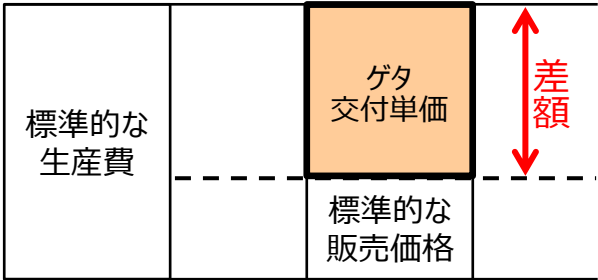
(3) 支払方法

生産量と品質に応じて交付する数量払を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する面積払は数量払の先払いとして支払われます。

(4) 交付単価 (令和5年産～7年産まで適用)

(数量払)	対象作物	平均交付単価	
		課税事業者向け	免税事業者向け
	小麦	5,930円/60kg	6,340円/60kg
	二条大麦	5,810円/50kg	6,160円/50kg
	六条大麦	4,850円/50kg	5,150円/50kg
	はだか麦	8,630円/60kg	9,160円/60kg
	大豆	9,430円/60kg	9,840円/60kg
	てん菜	5,070円/1t	5,290円/1t
	でん粉原料用ばれいしょ	14,280円/1t	15,180円/1t
	そば	16,720円/45kg	17,550円/45kg
	なたね	7,710円/60kg	8,130円/60kg
(面積払)	2万円/10a (そばについては、1.3万円/10a)		

【交付単価のイメージ】



【平均交付単価の算定式】

平均交付単価

=

10a当たり生産費 (直近3年平均)

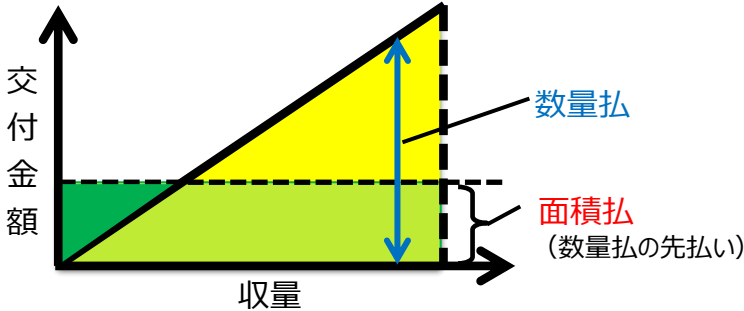
÷

単収 (平均単収 (直近7中5平均))

−

販売価格 (直近5中3平均)

【数量払と面積払との関係】



ゲタ対策の品質区分別交付単価(令和5～7年産、麦類)

① 小麦

- ・等級は被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
- ・A～Dランクはたんぱく質の含有率等の違いで区分
- ・パン・中華麺用品種はそれ以外の品種よりも生産費が高いため、2,300円/60kg高い単価を設定

(円/60kg)

品質区分 (等級/ランク)		1 等				2 等			
		A	B	C	D	A	B	C	D
パン・中華麺用 品種	免税事業者向け	8,270	7,770	7,620	7,560	7,110	6,610	6,460	6,400
	課税事業者向け	7,860	7,360	7,210	7,150	6,700	6,200	6,050	5,990
パン・中華麺用 品種以外	免税事業者向け	5,970	5,470	5,320	5,260	4,810	4,310	4,160	4,100
	課税事業者向け	5,560	5,060	4,910	4,850	4,400	3,900	3,750	3,690

注 1) 農業者ごとの数量払交付額の算定(面積払の控除)に当たっては、春まき小麦と秋まき小麦を分けて行う。

2) パン・中華麺用品種「ゆめちから」については、たんぱく許容値の上限を18.0%(現行15.5%)とする。

② 大麦・はだか麦

- ・等級は被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
- ・A～Dランクは白度やたんぱく質の含有率等の違いで区分

(円/単位数量)

品質区分 (等級/ランク)		1 等				2 等			
		A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (50kg当たり)	免税事業者向け	6,220	5,800	5,680	5,630	5,360	4,940	4,810	4,760
	課税事業者向け	5,870	5,450	5,330	5,280	5,010	4,590	4,460	4,410
六条大麦 (50kg当たり)	免税事業者向け	5,510	5,090	4,960	4,910	4,480	4,060	3,940	3,890
	課税事業者向け	5,210	4,790	4,660	4,610	4,180	3,760	3,640	3,590
はだか麦 (60kg当たり)	免税事業者向け	9,750	9,250	9,100	9,010	8,180	7,680	7,530	7,450
	課税事業者向け	9,220	8,720	8,570	8,480	7,650	7,150	7,000	6,920

ゲタ対策の品質区分別交付単価(令和5～7年産、麦類以外)

③ 大豆

・等級は被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

(円/60kg)

品質区分(等級)		1等	2等	3等
普通大豆	免税事業者向け	10,770	10,080	9,400
	課税事業者向け	10,360	9,670	8,990
特定加工用大豆	免税事業者向け	8,720		
	課税事業者向け	8,310		

※特定加工用は、豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

④ てん菜

・糖度に対応した単価で区分

(円/t)

品質区分 (糖度)	← (+0.1度ごと)	16.6度	→ (▲0.1度ごと)
免税事業者向け	+62	5,290	▲62
課税事業者向け	+62	5,070	▲62

⑤ でん粉原料用ばれいしょ

・でん粉含有率に対応した単価で区分

(円/t)

品質区分 (でん粉含有率)	← (+0.1%ごと)	19.6%	→ (▲0.1%ごと)
免税事業者向け	+64	15,180	▲64
課税事業者向け	+64	14,280	▲64

⑥ そば

・等級は容積重の違いや被害粒の割合で区分

(円/45kg)

品質区分 (等級)	1等	2等
免税事業者向け	18,010	15,900
課税事業者向け	17,180	15,070

⑦ なたね

・エルシン酸を含まず油分含有率の高い品種とその他の品種で区分 (円/60kg)

品質区分 (品種)	キザキノナタネ キラリボシ ナナシキブ きらきら銀河 ペノカのしずく※	その他の品種
免税事業者向け	8,140	7,400
課税事業者向け	7,720	6,980

※今回追加した品種

ゲタ対策の平均交付単価の推移

	H19～22	H23～25	H26～28	H29～31(R元)		R2～4	R5～7	
				H29～30	R元		課税事業者	免税事業者
小麦 (円/60kg)	6,250 —	6,360 (+110)	6,320 (▲ 40)	6,890 (+570)	6,960 (+70)	6,710 (▲ 250)	5,930 (▲ 780)	6,340 (▲ 370)
二条大麦 (円/50kg)	4,450 —	5,330 (+880)	5,130 (▲ 200)	5,460 (+330)	5,500 (+40)	6,780 (+1,280)	5,810 (▲ 970)	6,160 (▲ 620)
六条大麦 (円/50kg)	4,350 —	5,510 (+1,160)	5,490 (▲ 20)	5,690 (+200)	5,730 (+40)	5,660 (▲ 70)	4,850 (▲ 810)	5,150 (▲ 510)
はだか麦 (円/60kg)	6,430 —	7,620 (+1,190)	7,380 (▲ 240)	8,190 (+810)	8,240 (+50)	9,560 (+1,320)	8,630 (▲ 930)	9,160 (▲ 400)
大豆 (円/60kg)	8,540 —	11,310 (+2,770)	11,660 (+350)	9,040 (▲2,620)	9,120 (+80)	9,930 (+810)	9,430 (▲ 500)	9,840 (▲ 90)
てん菜 (円/1t)	7,170 — 【17.1度】	6,410 (▲ 760) 【17.1度】	7,260 (+850) 【16.3度】	7,180 (▲80) 【16.3度】	7,450 (+270) 【16.3度】	6,840 (▲ 610) 【16.6度】	5,070 (▲ 1,770) 【16.6度】	5,290 (▲ 1,550) 【16.6度】
でん粉原料用 ばれいしょ (円/1t)	12,160 — 【17.4%】	11,600 (▲ 560) 【18.0%】	12,840 (+1,240) 【19.5%】	11,610 (▲1,230) 【19.5%】	11,670 (+60) 【19.5%】	13,560 (+1,890) 【19.7%】	14,280 (+720) 【19.6%】	15,180 (+1,620) 【19.6%】
そば (円/45kg)	— —	15,200 —	13,030 (▲ 2,170)	16,840 (+3,810)	16,960 (+120)	13,170 (▲ 3,790)	16,720 (+3,550)	17,550 (+4,380)
なたね (円/60kg)	— —	8,470 —	9,640 (+1,170)	9,920 (+280)	9,930 (+10)	8,000 (▲ 1,930)	7,710 (▲ 290)	8,130 (+130)

注1:()内は前回の交付単価との差額。

2: てん菜とでん粉原料用ばれいしょの【 】は、それぞれ基準糖度と基準でん粉含有率。

3: H19～22は品目横断的経営安定対策時の交付単価であり、現行単価と比較するため、固定払と成績払(全国平均)の合計値とした。

4: R元年の単価改定は消費税率の変更に伴い実施。R5年産から適用される課税事業者向け交付単価には、消費税負担分の金額が含まれない。

ゲタ対策の直近の加入申請状況

【ゲタ対策の申請件数】

	合計 (件)	認定農業者（件）			集落営農 件数（件）	認定新規就農者（件）		
		小計	うち個人	うち法人		小計	うち個人	うち法人
R 2 年度	42,185	38,866	31,436	7,430	3,039	280	272	8
R 3 年度	41,592	38,327	30,649	7,678	2,983	282	270	12
R 4 年度	41,152	37,924	30,024	7,900	2,937	291	268	23
R 5 年度	40,521	37,357	29,260	8,097	2,858	306	282	24
R 6 年度	39,291	36,229	28,032	8,197	2,758	304	276	28

【ゲタ対策の作付計画面積】

(単位：ha)

	合計	麦					大豆	てん菜	でんぷん 原料用ば れいしょ	そば	なたね
		小計	小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦					
R 2 年度	500,328	245,322	203,897	18,810	16,665	5,951	124,055	56,854	14,331	58,118	1,648
R 3 年度	510,459	252,373	210,902	18,042	16,937	6,492	127,706	56,369	13,529	59,008	1,475
R 4 年度	525,464	263,031	219,661	19,726	18,049	5,595	133,698	55,182	13,801	58,194	1,559
R 5 年度	528,712	265,465	223,252	18,597	18,403	5,213	136,687	50,965	13,819	60,237	1,540
R 6 年度	536,366	265,113	221,952	19,976	18,043	5,142	144,691	48,216	16,191	60,685	1,469

ゲタ対策の直近の支払実績

【支払金額と支払い対象者数】

	支払額 (億円)	支払対象者数（件）					
		合計	個人		法人		集落営農
			認定農業者	認定新規就農者	認定農業者	認定新規就農者	
R元年度	2,197	42,072	31,499	291	7,122	15	3,145
R 2 年度	2,058	41,188	30,578	242	7,352	9	3,007
R 3 年度	2,263	40,629	29,885	229	7,567	13	2,935
R 4 年度	2,118	40,148	29,190	239	7,814	22	2,883
R 5 年度	1,926	39,195	28,246	254	7928	23	2,744

【支払数量】

(単位：トン)

	麦					大豆	てん菜	でんぷん 原料用ば れいしょ	そば	なたね
	合計	小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦					
R元年度	1,153,884	1,006,216	79,497	49,004	19,167	190,755	3,853,772	755,983	37,762	3,966
R 2 年度	1,064,894	914,163	82,414	49,079	19,238	194,397	3,912,122	686,919	39,614	3,481
R 3 年度	1,208,109	1,051,462	89,771	45,915	20,961	220,693	4,060,597	667,469	35,636	3,122
R 4 年度	1,110,362	949,281	88,952	56,192	15,938	216,293	3,544,256	671,925	35,618	3,605
R 5 年度	1,207,104	1,051,856	84,755	55,036	15,457	198,260	3,402,403	693,133	31,050	3,578

農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険的制度です。農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

（１）交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者
（いずれも規模要件はありません）

※ 集落営農の要件は、①組織の規約の作成、②対象作物の共同販売経理の実施、③「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」について、市町村が確実に行われると判断するもの、とします。

（２）対象農産物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

【10a当たり標準的収入額とは】

直近5か年の収入額のうち、最高年と最低年を除いた3か年の平均収入額で、品目ごと、地域ごとに計算しています。各年産の収入額は、米であれば、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、地域の実単収を乗じて算出します。

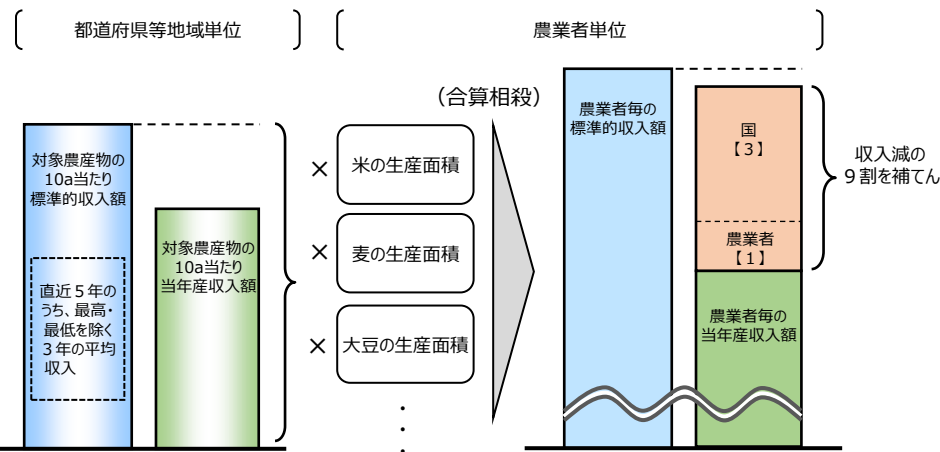
【10a当たり当年産収入額とは】

当年産の収入額として、品目ごと、地域ごとに計算しています。当年産の収入額は、米であれば、当年産の地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、当年産の地域の実単収を乗じて算出します。

（３）ナラシ対策の仕組み

$$\text{補てん額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の抛出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。



（４）収入保険との関係

- 農業者は、収入保険かナラシ対策のどちらかを選択して加入することができます。

令和6年産米の10a当たりの当年産収入額及び補てん額(試算)

【R 5年産：全国】

米価※¹：15,315円/60kg
作況：101

R 5 標準的収入

119,219円/10a

当年産収入額※³
124,047円/10a

【R 6年産：全国】

米価※²：24,500円/60kg
(※出回り～R 7年3月まで)
作況：101

R 6 標準的収入額

118,286円/10a

当年産収入額※⁴
202,500円/10a

【R 7年産：全国】

R 7 標準的収入額

118,369円/10a

- ※1 R 5年産米価は、出回りから翌年10月までの全国の全銘柄平均価格(包装代、消費税含む)。
※2 R 6年産米価は、出回りから翌年3月までの全国の全銘柄平均価格(包装代、消費税含む)。
※3 R 5年産収入額は、R 5年産水稻の10a当たり収量に、R 5年産米価(R 6年3月までの全銘柄平均価格、包装代、消費税含まず)を乗じて算出。
※4 R 6年産収入額は、R 6年産水稻の10a当たり収量に、R 6年産米価(R 7年3月までの全銘柄平均価格、包装代、消費税含まず)を乗じて算出。
※5 実際の補てん額は、地域ごとに定められた標準的収入額等に基づき、麦や大豆等の他のナラシ対象作物ごとの収入差額を合算相殺して算出。

令和6年産米の10a当たりの当年産収入額及び補てん額(都道府県別試算)

○実際の補てん額は、地域ごとに定められた標準的収入額等に基づき、麦や大豆等他のナラシ対象作物ごとの収入差額を合算相殺して算出

都道府県	標準的 収入額 (円/10a)	当年産 収入額 (円/10a)	補てん額 (円/10a)	当年産収入額 ＋ 補てん額 (円/10a)	参考1	参考2
					作況指数	R5年産の 当年産収入額 ＋ 補てん額 (円/10a)
北海道	134,239	246,548	0	246,548	103	139,848
青森県	126,767	259,833	0	259,833	103	142,018
岩手県	119,604	205,959	0	205,959	106	127,290
宮城県	120,503	212,572	0	212,572	107	129,076
秋田県	124,585	218,512	0	218,512	102	127,144
山形県	137,102	233,968	0	233,968	97	140,339
福島県	118,454	223,721	0	223,721	102	127,300
茨城県	110,590	225,364	0	225,364	103	120,699
栃木県	112,189	205,389	0	205,389	101	125,890
群馬県	100,430	209,106	0	209,106	100	118,919
埼玉県	98,197	159,999	0	159,999	97	106,803
千葉県	109,563	206,519	0	206,519	105	120,674
東京都	91,322	155,250	0	155,250	100	97,515
神奈川県	107,856	180,375	0	180,375	97	116,134
山梨県	145,743	161,072	0	161,072	100	147,260
長野県	140,958	217,196	0	217,196	101	147,217
静岡県	114,261	162,237	0	162,237	95	119,457
新潟県	136,644	188,181	0	188,181	98	138,145
富山県	126,916	193,770	0	193,770	99	128,920
石川県	116,015	178,460	0	178,460	99	120,219
福井県	111,348	171,743	0	171,743	102	115,279
岐阜県	107,625	180,022	0	180,022	100	111,812
愛知県	104,862	169,659	0	169,659	99	107,640
三重県	107,812	171,448	0	171,448	98	112,115

都道府県	標準的 収入額 (円/10a)	当年産 収入額 (円/10a)	補てん額 (円/10a)	当年産収入額 ＋ 補てん額 (円/10a)	参考1	参考2
					作況指数	R5年産の 当年産収入額 ＋ 補てん額 (円/10a)
滋賀県	112,243	177,279	0	177,279	100	114,012
京都府	116,406	175,948	0	175,948	104	118,054
大阪府	109,278	181,125	0	181,125	99	117,065
兵庫県	110,363	170,426	0	170,426	99	114,542
奈良県	108,108	173,273	0	173,273	103	113,154
和歌山県	109,898	189,750	0	189,750	102	117,763
鳥取県	106,798	167,174	0	167,174	99	108,938
島根県	112,783	156,533	0	156,533	100	113,952
岡山県	102,338	189,100	0	189,100	99	106,613
広島県	110,201	172,668	0	172,668	101	114,312
山口県	104,944	174,232	0	174,232	103	111,418
徳島県	97,904	165,401	0	165,401	100	101,600
香川県	109,512	168,388	0	168,388	100	111,501
愛媛県	107,239	167,559	0	167,559	102	107,985
高知県	96,656	153,627	0	153,627	100	101,613
福岡県	105,986	172,097	0	172,097	98	110,184
佐賀県	101,657	168,855	0	168,855	99	116,947
長崎県	101,434	177,934	0	177,934	102	106,888
熊本県	108,442	196,054	0	196,054	102	116,800
大分県	101,026	182,169	0	182,169	101	108,568
宮崎県	110,936	180,399	0	180,399	97	111,765
鹿児島県	109,888	217,876	0	217,876	97	112,022
沖縄県	68,559	122,250	0	122,250	105	74,707
全国	118,286	202,500	0	202,500	101	124,047

ナラシ対策の直近の加入申請状況

【ナラシ対策の申請件数】

	合計 (件)	認定農業者（件）			集落営農	認定新規就農者（件）		
		小計	うち個人	うち法人	件数（件）	小計	うち個人	うち法人
R元年産	88,209	84,552	77,008	7,544	3,170	487	472	15
R 2 年産	78,038	74,676	67,897	6,779	2,994	368	360	8
R 3 年産	68,213	65,022	59,174	5,848	2,898	293	284	9
R 4 年産	59,815	56,747	51,808	4,939	2,808	260	249	11
R 5 年産	54,161	51,218	46,676	4,542	2,701	242	231	11
R 6 年産	48,964	46,209	41,957	4,252	2,547	208	196	12

【ナラシ対策の申請面積】

(単位：ha)

	合計	米	麦	大豆	てん菜	でんぷん原料用 ばれいしょ
R元年産	882,505	498,822	215,752	103,022	54,390	10,519
R 2 年産	828,352	464,127	205,286	94,241	54,377	10,322
R 3 年産	718,328	379,026	190,881	85,781	53,000	9,640
R 4 年産	634,938	315,990	179,476	79,223	50,502	9,747
R 5 年産	595,667	292,085	171,915	75,478	46,548	9,640
R 6 年産	560,947	271,882	164,054	71,555	43,833	9,624

ナラシ対策の加入申請状況の推移と主食用米のカバー率

	加入申請件数	うち、米の 加入申請件数	加入申請面積 (米)	主食用米の カバー率（試算） (米の検査数量に占める加入割合)
	(万件)	(万件)	(万ha)	(%)
H25年産	6.8	5.7	42.8	42.2
H26年産	7.1	6.0	45.0	43.4
H27年産	11.2	10.1	55.0	56.2
H28年産	11.0	9.8	55.3	56.9
H29年産	10.6	9.5	55.7	58.5
H30年産	10.1	9.1	57.1	61.2
R元年産	8.8	7.8 (+収入保険(1.5) : 9.3)	49.9 (+収入保険(10.7) : 60.6)	51.4 (+収入保険(10.2) : 61.6)
R 2 年産	7.8	6.8 (+収入保険(2.3) : 9.1)	46.4 (+収入保険(17.9) : 64.3)	47.7 (+収入保険(17.2) : 64.8)
R 3 年産	6.8	5.9 (+収入保険(3.7) : 9.6)	37.9 (+収入保険(27.8) : 65.7)	40.3 (+収入保険(26.2) : 66.5)
R 4 年産	6.0	5.1 (+収入保険(5.0) : 10.1)	31.6 (+収入保険(37.1) : 68.7)	35.3 (+収入保険(35.7) : 71.0)
R 5 年産	5.4	4.6 (+収入保険(5.7) : 10.2)	29.2 (+収入保険(39.6) : 68.8)	33.1 (+収入保険(39.1) : 72.2)
R 6 年産	4.9	4.1 (+収入保険(5.7) : 9.8)	27.2 (+収入保険(―) : ―)	―

※ 1 加入申請件数・面積は、積立申し出た者の数値。

※ 2 R元年産以降の下段カッコ内は、ナラシと収入保険の合計値。

※ 3 ナラシのカバー率は、ナラシ加入数量（ナラシの米の加入申請面積に単収を乗じて算出）を米の農産物検査数量（水陸稲）で除して試算。
収入保険のカバー率は、収入保険加入数量（加入面積に単収を乗じて算出）を米の農産物検査数量（水陸稲及び飼料用米）で除して試算。

※ 4 R 6 年産のカバー率は、農産物検査等が未確定のため、現時点では試算していない（R 8.2 頃試算予定）。

ナラシ対策の過去の支払実績

	加入申請者数	支払件数（件）	補てん総額（億円）
H19年産	70,092	50,210	313.8
H20年産	81,648	21,259	72.0
H21年産	82,447	52,000	188.7
H22年産	80,243	39,516	83.1
H23年産	74,998	5,043	6.7
H24年産	70,878	1,234	1.9
H25年産	67,713	31,876	46.5
H26年産	70,573	58,375	516.4
H27年産	112,089	93,891	332.3
H28年産	109,533	57,064	178.7
H29年産	105,884	18,737	54.4
H30年産	101,304	19,771	68.9
R元年産	88,209	4,829	3.6
R 2 年産	78,038	27,417	49.2
R 3 年産	68,213	52,699	397.3
R 4 年産	59,815	40,559	184.4
R 5 年産	53,078	11,912	32.3

※補てん総額は、国費と農業者拠出の合計

経営所得安定対策等の加入申請件数(令和6年度)

(単位：件)

	畑作物の 直接支払交付金	収入減少 影響緩和交付金	水田活用の 直接支払交付金
北海道	14,310	11,130	14,309
青森	855	2,419	5,403
岩手	645	998	12,865
宮城	759	1,704	8,237
秋田	1,528	4,384	8,504
山形	1,937	3,557	12,026
福島	1,028	2,013	7,616
茨城	784	1,537	8,669
栃木	2,096	2,479	10,961
群馬	587	444	3,018
埼玉	518	485	2,174
千葉	99	489	3,243
東京	5	-	-
神奈川	38	63	197
山梨	59	38	938
長野	999	697	7,635
静岡	85	165	1,199
新潟	1,049	6,509	10,560
富山	762	715	2,864
石川	412	747	2,537
福井	693	322	3,259
岐阜	310	200	3,324
愛知	341	243	1,978
三重	576	315	2,130

	畑作物の 直接支払交付金	収入減少 影響緩和交付金	水田活用の 直接支払交付金
滋賀	1,185	812	4,190
京都	91	113	3,626
大阪	5	10	1,515
兵庫	339	459	12,794
奈良	35	56	1,243
和歌山	5	14	1,745
鳥取	173	94	3,208
島根	245	171	2,509
岡山	273	248	6,070
広島	156	89	4,459
山口	299	106	2,637
徳島	41	62	3,554
香川	473	170	2,729
愛媛	240	211	2,685
高知	13	52	3,789
福岡	1,499	898	8,885
佐賀	1,479	1,033	6,817
長崎	259	213	6,014
熊本	956	1,403	14,617
大分	649	332	4,791
宮崎	117	443	12,447
鹿児島	281	287	8,159
沖縄	3	35	101

合 計	39,291	48,964	252,230
-----	--------	--------	---------

経営所得安定対策等推進事業

1 趣旨

地域農業再生協議会等に対して、経営所得安定対策等の運営に必要な経費を措置するとともに、対策の推進、作付面積の確認等を行う経費（事務費、旅費、謝金等）を助成。

2 令和7年度予算：58億円 補助率：定額

3 助成対象者

- (1) 都道府県、市町村
- (2) 都道府県農業再生協議会、地域農業再生協議会

4 助成対象となる取組内容

- (1) 経営所得安定対策等の普及推進活動（説明会の開催、普及広報資料の作成・配布等）
- (2) 需要に応じた作物の生産方針等の策定
- (3) 申請書類等の配布、回収、整理取りまとめ、受付
- (4) 対象作物（産地交付金の助成作物を含む。）の作付面積・生産数量等の確認事務（衛星画像、ドローン等を利用した確認を含む現地確認等）
- (5) 農業者情報のシステム入力・集計事務
- (6) 産地交付金の要件設定・確認事務
- (7) 荒廃農地又は遊休農地の再生利用に必要な活動
- (8) 農業者の水田情報等の収集・整理事務 等

5 実施体制

経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金については、国が申請者に直接交付金を交付する仕組みであり、交付金の申請手続・支払事務等が円滑に進められるよう、都道府県・市町村等地域段階において設置されている農業再生協議会と連携・協力した推進体制を構築し実施。

<作付面積の現地確認>



すべての交付対象農地について、申請書類どおりの作物が作付けられているか一筆ごとに現地確認

<農業者情報のシステム入力・集計事務>



申請者から提出された申請書類等の記載内容を確認の上、申請者の氏名等の基本情報及び営農計画を一筆ごとにシステムに入力



農業者からの申請書類

経営所得安定対策等の手続電子化について

○手続・業務の電子化と水田等農地情報の一元管理、現地確認システムの開発

経営所得安定対策等のそれぞれの交付金交付に係る申請から支払までの手続・業務は、主に国（本省、農政局等）、地域農業再生協議会等（市町村・JA等）が役割を分担し行っているところです。

手続・業務は、国、地域農業再生協議会等がそれぞれ別々にシステムを構築していることに加え、紙媒体により申請手続きが行われており、関係機関の業務負担が大きい状況です。

このため、農林水産省では、当省の所管する法令に基づく申請や補助金・交付金の申請をオンラインで行うことができる農林水産省共通申請サービス（eMAFF）の運用を令和3年度から開始しました。

それに加え、画像データを活用した現地確認等のデジタル化を進めることにより、担い手の方々の書類作成等の負担軽減や地域農業再生協議会担当者の方々の業務の負担軽減を図ります。また、集約した作付面積データ等は多目的に活用し、農業者の皆さんに有用な情報を提供できるようにデータ連携を進めます。

※2019年度から「デジタル・ガバメント実行計画」、「農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画」により、業務の効率化を図るため、行政サービスの100%デジタル化等を進められる計画です。
※「農林水産省共通申請サービス」は、農林水産省の行政手続等をオンラインで申請可能とするための共通的な申請システム。「認定農業者制度」、「経営所得安定対策等」等を先行開発。

○ 手続き電子化による効果

担い手（申請者）

- 電子申請による書類作成等の負担軽減
- 認定農業者申請システムとの連携により、添付資料（認定書の写し）が省略可能



地域農業再生協議会

- 申請書の配布・回収・データ入力等の負担軽減
- 協議会が個別管理するシステムを全国統一データベース化することで保守等のコスト低減
- 現地確認によるデータ再入力の負担軽減



国（農政局等）

- 申請から交付までの業務の効率化
- 申請者の記入漏れや入力ミスが減少し、審査業務の負担軽減





関連対策

水田活用の直接支払交付金

【令和7年度予算概算決定額 287,000 (301,500) 百万円】

<対策のポイント>

食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着**等を支援します。

<政策目標>

- ・ 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha〔令和12年度まで〕）
- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万t、米粉用米：13万t〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米**を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくりに向けた取組**を支援します。

3. 都道府県連携型助成

都道府県が**転換作物を生産する農業者を独自に支援**する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で**国が追加的に支援**します。

4. 畑地化促進助成

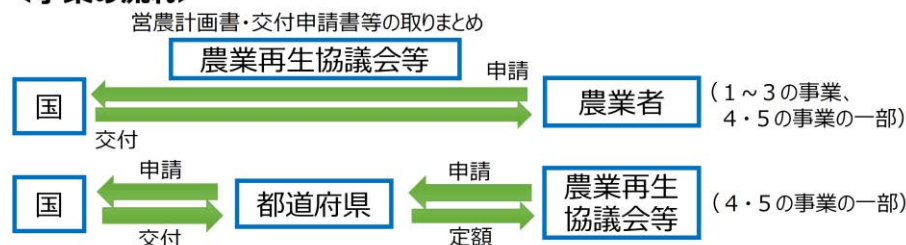
水田を畑地化し、**高収益作物やその他の畑作物の定着**等を図る取組等を支援します。

5. コメ新市場開拓等促進事業 11,000 (11,000) 百万円

産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。※7

※7 予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

<事業の流れ>



<事業イメージ>

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※1
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※2

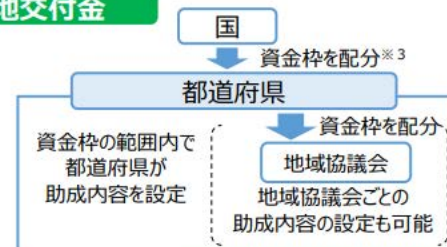
※1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a

※2：飼料用米の一般品種について、令和7年度については標準単価7.0万円/10a（5.5～8.5万円/10a）、令和8年度においては標準単価6.5万円/10a（5.5～7.5万円/10a）とする

<交付対象水田>

- ・ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外。
- ・ 5年水張りルールについては、令和7年・8年の対応として、水稻を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約※4 （3年以上の新規契約を対象に令和7年度に配分）	1万円/10a

※3：作付転換の実績や計画等に基づき配分

※4：コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

畑地化促進助成 (令和6年度補正予算と併せて実施)

① 畑地化支援※5：10.5万円/10a

② 定着促進支援※5（①とセット）：2万円（3万円※6）/10a×5年間
または10万円（15万円※6）/10a（一括）

③ 産地づくり体制構築等支援

④ 子実用とうもろこし支援（1万円/10a）

※5：対象作物は、畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）及び高収益作物（野菜、果樹、花き等）

※6：加工・業務用野菜等の場合

【お問い合わせ先】農産局企画課（03-3597-0191）

<対策のポイント>

品目の枠にとらわれず、農業経営者ごとの収入全体を見て、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する収入保険制度を実施します。

<事業目標>

- 農業保険（農業共済・収入保険）の加入率の向上
- 保険金及び特約補填金の支払を1ヶ月以内に実施した割合（目標：100%）

<事業の内容>

1. 農業経営収入保険料・特約補填金の国庫負担

36,887（31,879）百万円

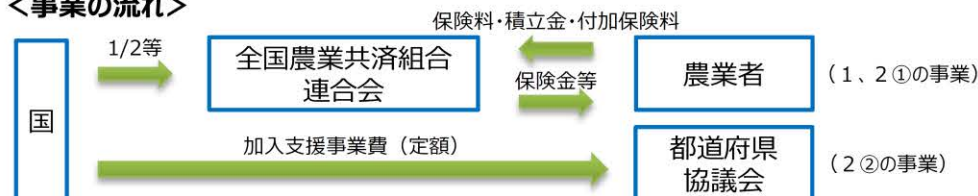
- ① 農業経営収入保険料国庫負担金
保険方式について、農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担します。
- ② 農業経営収入保険特約補填金造成費交付金
積立方式について、農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が負担します。

2. 農業経営収入保険に係る事務費及び加入支援

3,036（2,921）百万円

- ① 農業経営収入保険事業事務費負担金
収入保険制度の実施主体である全国農業共済組合連合会（全国連合会）に対し、収入保険制度に関する事務の執行に必要な経費（人件費、旅費、システム運営費、業務委託費等）の1/2以内を国が負担します。
- ② 収入保険加入支援事業
全国連合会の業務委託先のほか、JA、農業会議、法人協会などの関係機関が普及体制（都道府県協議会）を構築して取り組む、収入保険の普及活動を支援します。

<事業の流れ>



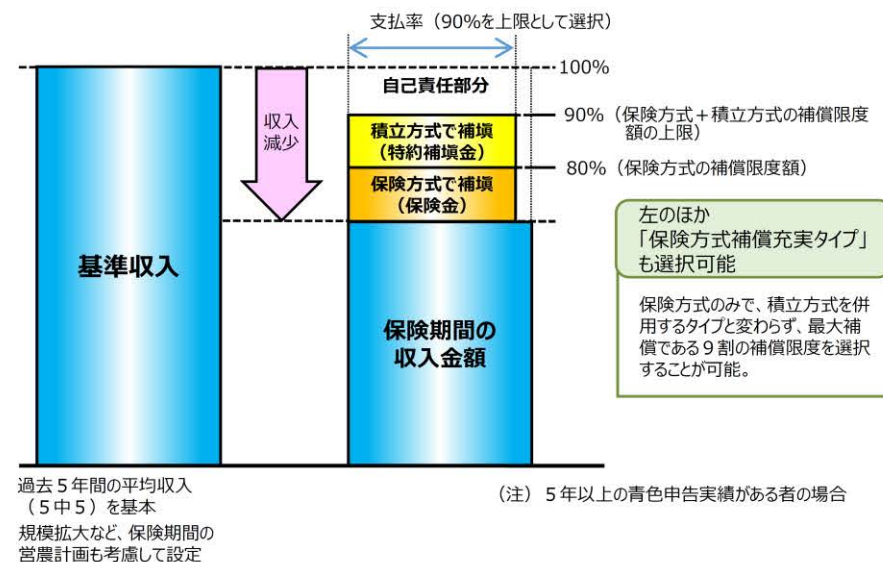
<事業イメージ>

【収入保険制度の仕組みの概要】

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。

具体的には、

- ① 青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、
- ② 保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）について、「掛捨ての保険方式（保険金）」と「掛捨てとしない積立方式（特約補填金）」の組合せで補填します。



【お問い合わせ先】 経営局保険課（03-6744-7148）

制度の目的

農業保険法（昭和22年制定）に基づき、農業者の経営安定を図るため、自然災害等による収穫量の減少等の損失を補填する

制度の仕組み

被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補填しており、農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払う

共済事業

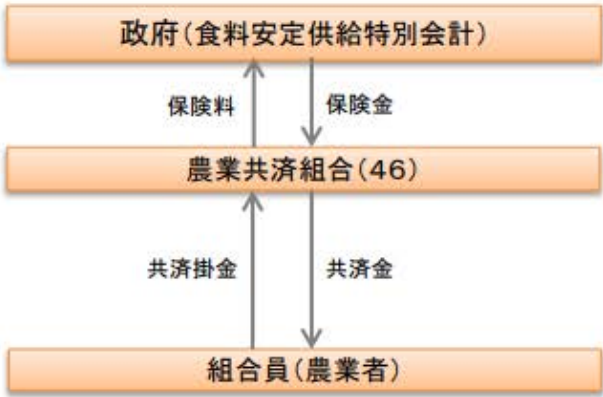
共済事業	対象品目等	農業保険の加入率 (5年産(度))
農作物共済	水稻、陸稲、麦	水 稲:79% 麦:99%
家畜共済	牛、馬、豚	乳用牛:90% 肉用牛:92%
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめすもも、キウイフルーツ、パインアップル	収 穫 : 26%
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭	74%
園芸施設共済	園芸施設(附帯施設、施設内農作物を含む)	77%

注1 家畜共済には、死亡廃用共済(家畜の資産価値を補填)と疾病傷害共済(家畜の診療費を補填)がある。
2 果樹共済には、収穫共済(果実の収穫量の減少等を補填)と樹体共済(樹体の損傷等を補填)がある。
3 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぽうかん、清見、日向夏、セミノー、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛県試第28号及び甘平をいう。
4 以上のほか、任意共済を実施(建物、農機具、保管中農産物が対象。ただし、掛金の国庫負担はなし)
5 加入率は、作物は面積ベース、家畜・園芸施設は戸数ベースで算出。

対象事故

- 【農作物共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済】
風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因（地震、噴火を含む。）による災害、火災、病虫害、鳥獣害 等
- 【家畜共済】
家畜の死亡、廃用、疾病、傷害

事業運営体制

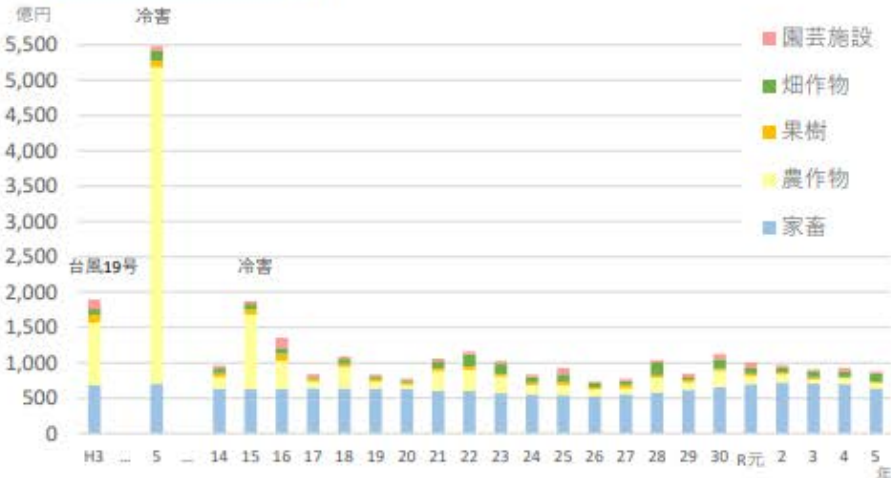


注 茨城県においては、1 農業共済組合連合会、3 農業共済組合で運営。

国の補助

- 農業者が支払う共済掛金の一定割合(原則50%)を国が負担
農業共済団体の事務に係る費用の一部を国が負担

共済金支払状況





その他

経営所得安定対策の変遷

- 平成19年から、担い手に対象を限定した**水田・畑作経営所得安定対策**（品目横断的経営安定対策）を導入。（畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策））
- 平成22年から、全ての販売農家を対象とする米の直接支払交付金を新たに措置したが、平成26年から、**米の直接支払交付金を削減し、30年産から廃止**。

平成19年	平成22年	平成26年	平成27年	平成30年～
法律の制定 -水田・畑作経営所得安定対策の導入-	戸別所得補償制度の導入 -新たな交付金の創設- （22年は米のモデル事業として実施）	農政改革プラン -経営所得安定対策の見直し-	新たな経営所得安定対策の実施	
・ゲタ対策（平成19年～） ・認定農業者：4ha（北海道10ha） ・集落営農：20ha	※ 全ての販売農家を対象 （平成23～26年）			→ 継続
・ナラシ対策（平成19年～） ・認定農業者：4ha（北海道10ha） ・集落営農：20ha	下記の米価変動補填交付金で主に対応（平成22～25年）			→ 継続
	・米の直接支払交付金 生産数量目標に従って、 生産する農家に15,000円/10a	→ 26年産から単価を 7,500円/10aに 削減	認定農業者、集落営農、 認定新規就農者（追加） [規模要件の廃止]	→ 廃止（平成30年）
	・米価変動補填交付金 対象：生産数量目標に従って、 生産する農家 負担：国10割 補填：全額	→ 廃止（平成26年）		

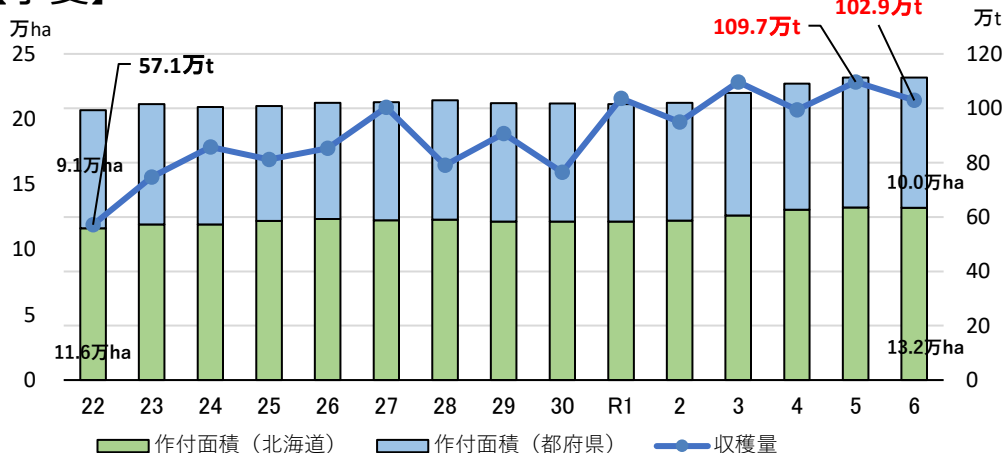
経営所得安定対策年表

（西暦） （和暦）	2007 （平成19）	2008 （平成20）	2010 （平成22）	2013 （平成25）	2014 （平成26）	2015 （平成27）	2018 （平成30）	2020 （令和2）	2021 （令和3）	2022 （令和4）	2023 （令和5）
事柄	品目横断的経営安定対策導入	ナラシの積立コースで20%コースを導入	農業者戸別所得補償制度導入 （22年モデル対策、23年本格実施）	経営所得安定対策の見直し	- 米価変動補填交付金を廃止 - ナラシ対策移行のための円滑化対策実施 - ゲタのそばで未検査品を除外、面積払13千円10aに変更	- ゲタ・ナラシの規模要件の廃止 - ゲタの支払基準を過去実績から当年の作付面積に変更 - ゲタのそばで規格外品を除外	- 米の直接支払交付金を廃止 - ナラシの対象米穀を生産数量目標の対象から主食用米に変更	ナラシの対象米穀に備蓄米を追加	ナラシの対象米穀に農産物検査未検査の米を追加	ナラシの米穀について事前契約を要件化	- ゲタ数量払の交付申請期限を延長（大豆・そば） - ゲタの交付単価を課税・免税事業者別に設定

麦の作付面積と生産量

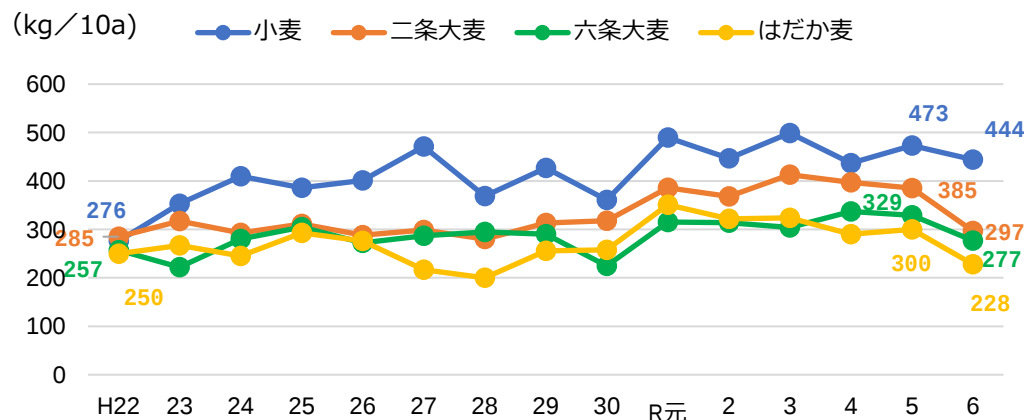
- 小麦の作付面積は近年増加しており、収穫量も増加傾向。令和6年においては**102.9万トン**となっている。
- 大麦の作付面積はほぼ横ばいで推移しており、収穫量は天候不順となった令和6年産を除き**約23万トン**で推移している。
- 単収は収穫期の降雨等の天候の影響を受けやすく、年次変動が大きい。

【小麦】



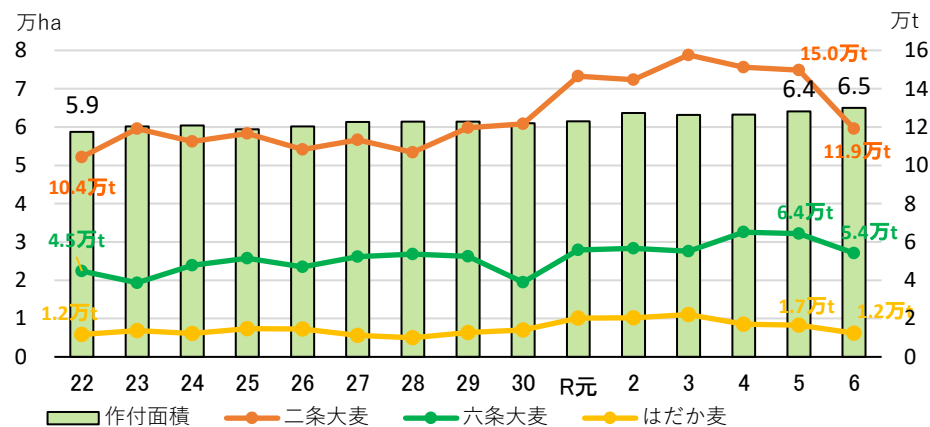
資料：作物統計

○ 小麦、大麦・はだか麦の単収の推移



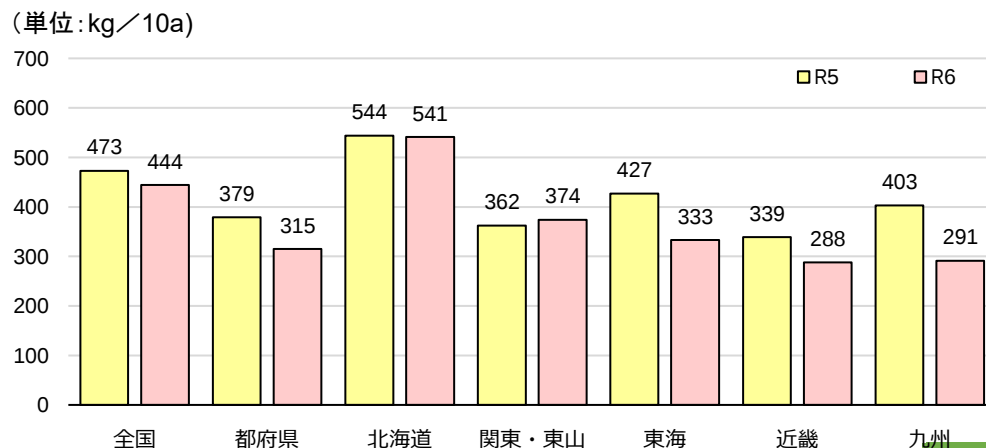
資料：作物統計

【大麦・はだか麦】



資料：作物統計

○ 主な地域の小麦の単収（R5、R6年産）



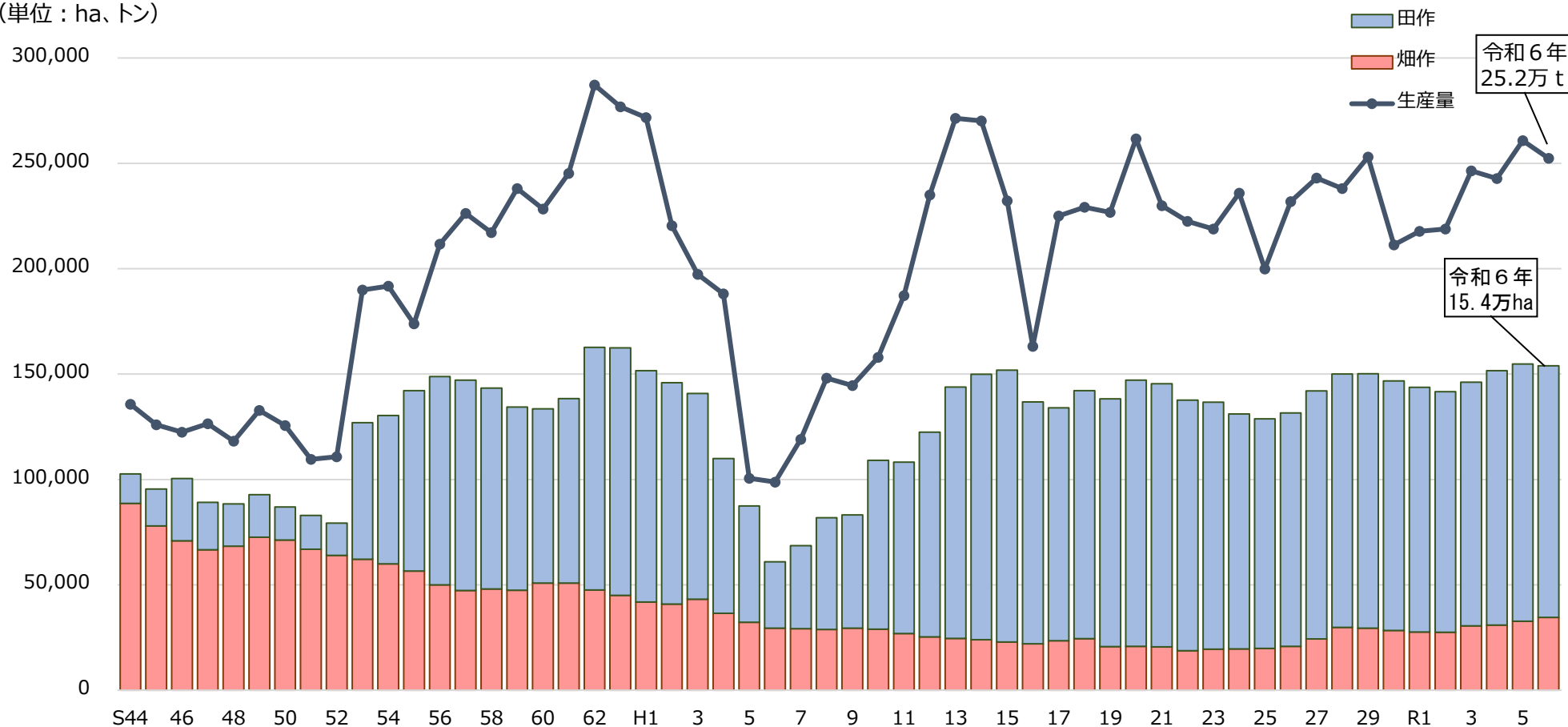
資料：作物統計

大豆の作付面積と生産量

- 令和6年度大豆の生産量は、前年比3%減の25万2,400tとなった。
- 令和6年産の作付面積については、前年比1%減の15万3,900haとなった。

国産大豆の生産量・作付面積（田畑別）の推移

(単位：ha、トン)



資料：統計部「作物統計」

(昭和59年までの畑作面積は、田畑計から田作を除いた値)

てん菜の生産動向

○令和6年産てん菜については、豆類や加工用ばれいしょ等への転換が進んだ結果、作付面積は前年より2,300ha減少し、48,900haとなった。

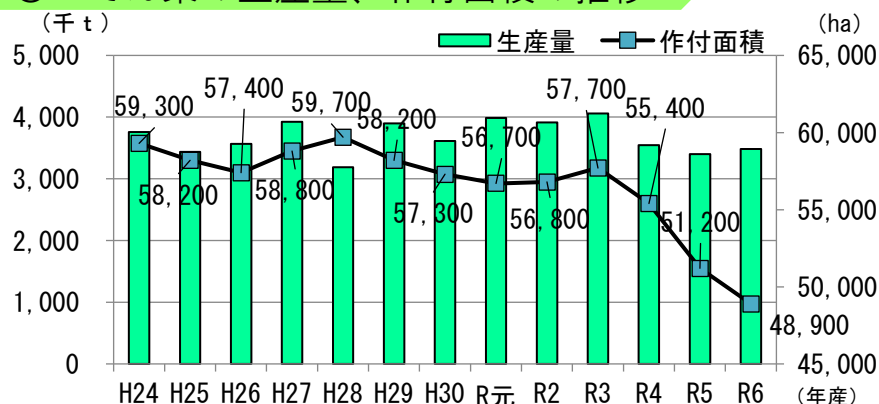
○また、作柄については、生育期間中の気温が総じて平年より高く推移し、北海道内の各地で褐斑病の発生が確認されるなど、根中当分の低下がみられる一方で、10a当たりの収量は平年を大きく上回った。

○ てん菜の作付面積、単収、農家戸数、1戸当たり作付面積、生産量、糖度、産糖量の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
作付面積(ha)	59,300	58,200	57,400	58,800	59,700	58,200	57,300	56,700	56,800	57,700	55,400	51,200	48,900
単収(kg/10a)	6,340	5,900	6,210	6,680	5,340	6,700	6,300	7,030	6,890	7,040	6,400	6,650	7,130
農家戸数(戸)	7,962	7,668	7,472	7,352	7,294	7,161	7,010	6,856	6,793	6,698	6,531	6,233	5,973
1戸当たり作付面積(ha)	7.4	7.6	7.7	8.0	8.1	8.1	8.2	8.2	8.4	8.6	8.5	8.2	8.2
生産量(千t)	3,758	3,435	3,567	3,925	3,189	3,901	3,611	3,986	3,912	4,061	3,545	3,403	3,485
糖度(%)	15.2	16.2	17.2	17.4	16.3	17.1	17.2	16.8	16.4	16.2	16.1	13.7	15.7
産糖量(千t)	556	551	608	677	505	657	615	651	631	640	562	448	540 (見込)

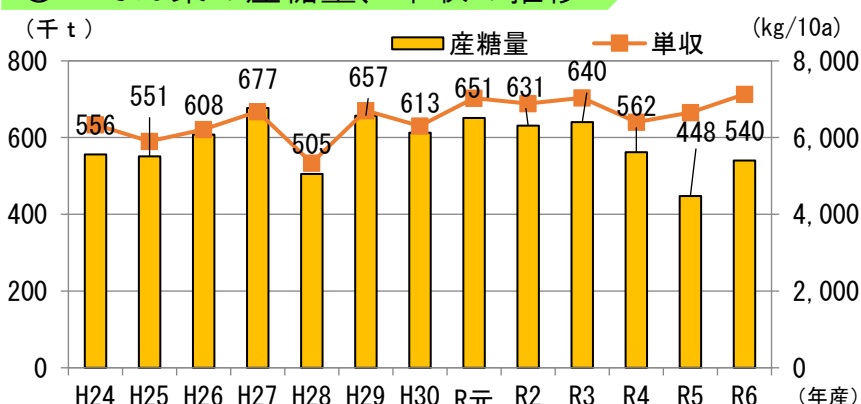
資料：統計部「作物統計」。農家戸数及び1戸当たり作付面積、糖度、産糖量は北海道調べ。(R6(見込)は糖業者調べ。R7.3月時点)

○ てん菜の生産量、作付面積の推移



資料：統計部「作物統計」

○ てん菜の産糖量、単収の推移



資料：統計部「作物統計」。産糖量は北海道調べ。(R5の産糖量は糖業者調べの見込み)

でん粉原料用ばれいしょの生産動向

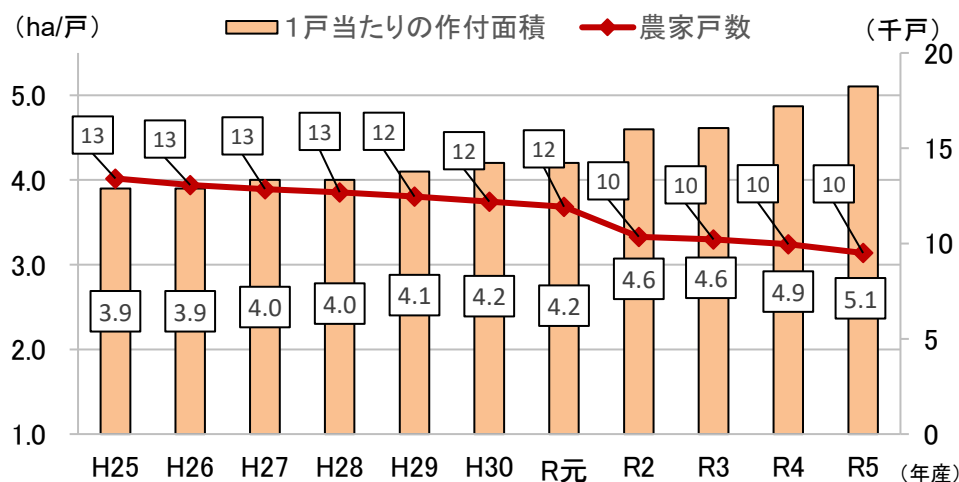
- 北海道におけるでん粉原料用ばれいしょについては、1戸当たりの作付規模が拡大する中で、他の輪作作物に比べ労働負荷が高いことにより作付面積は長期的に減少傾向。このため、生産量も減少傾向。
- 令和6年産は、前年産と比べて単収はやや低下したものの、でん粉含有率(ライマン価)が大幅に良化したため、でん粉の製造量は、直近5年で最高水準となる見込み。
- 生産費については、7割程度を物財費が占めている状況にあり、肥料費等の上昇による物財費の増加等から生産費全体として増加傾向。

でん粉原料用ばれいしょの作付面積・単収・生産量の推移(北海道)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6(概数)
作付面積 (ha)	52,400	51,500	51,000	51,200	51,300	50,800	49,600	48,100	47,100	48,500	48,500	48,700
単収(kg/10a)	3,580	3,720	3,740	3,350	3,670	3,430	3,810	3,600	3,580	3,750	3,980	3,840
生産量(千t)	1,876	1,916	1,907	1,715	1,883	1,742	1,890	1,732	1,686	1,819	1,930	1,870
うちでん粉原料用の生産量(千t)	827	849	836	701	783	745	821	730	706	727	754	748
ライマン価 (%)	19.8	20.1	19.9	19.2	20.7	20.3	19.6	19.8	19.1	19.2	18.1	19.3

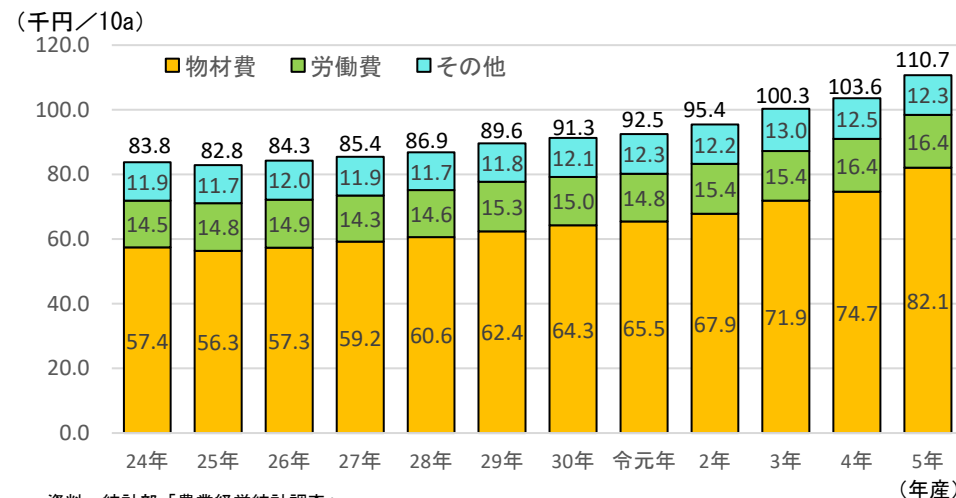
資料: 作付面積及び単収は統計部「作物統計」。生産量は地域作物課調べ。ライマン価は商系を除く。

農家戸数と1戸当たり作付面積の推移(北海道)



資料: 北海道調べ

生産費(10a当たり)の推移



資料: 統計部「農業経営統計調査」

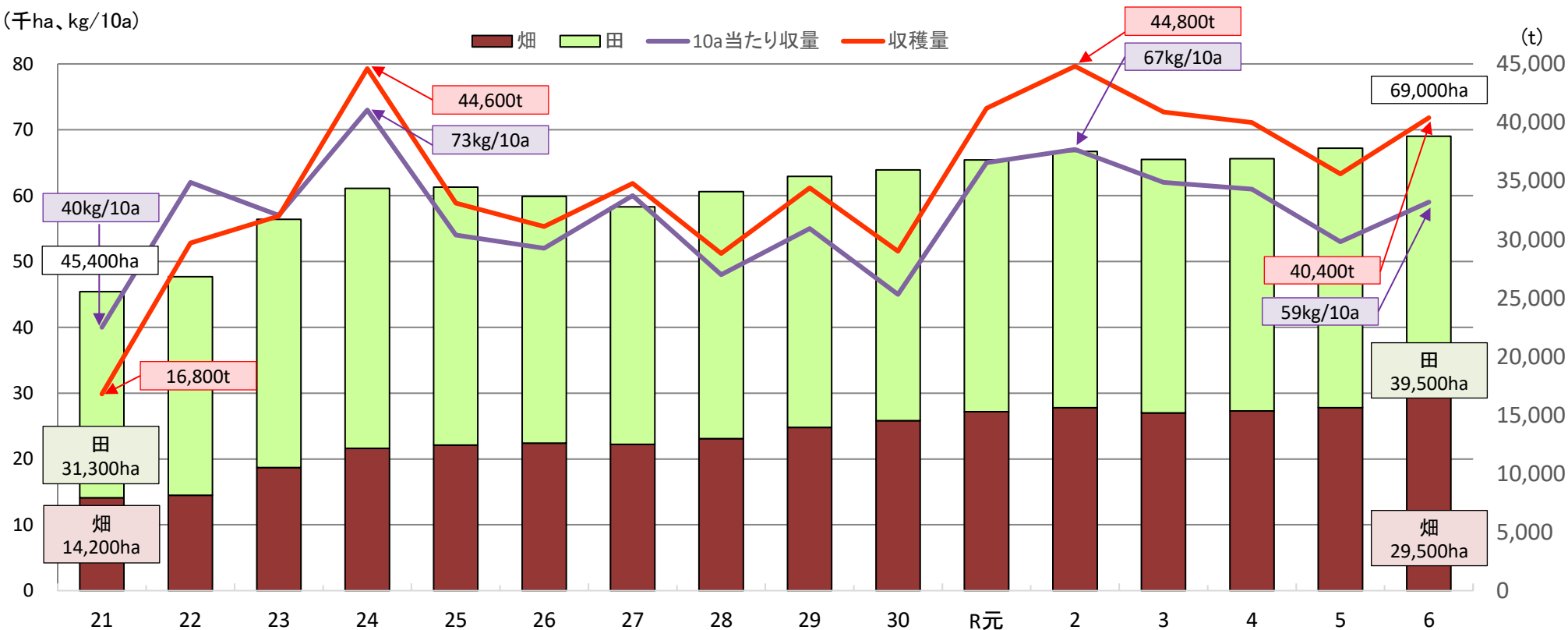
国産そばの作付面積、収穫量、10a当たりの収量の推移

○そばの作付面積は増加傾向にあり、令和6年産では、15年前と比べて23,600ha(約5割)多い69,000haとなっており、そのうち約6割が水田、約4割が畑地で作付けされている。

○そばの10a当たり収量は天候に左右されやすく、令和6年産では、北海道等において、夏場の高温の影響等により作柄が悪かった前年産を約1割上回った。その結果、収穫量は前年産に比べ4,800t(約1割)増加し、40,400tとなった。

○ 我が国におけるそばの作付面積、10a当たり収量、収穫量の推移

(千ha、kg/10a)



国産なたねの作付面積、収穫量、10a当たりの収量の推移

○近年のなたねの作付面積は、1,500haから2,000ha程度で推移しており、令和6年産は1,680haとなった。

○なたねの10a当たり収量は、年次変動が大きいですが、平成27年産以降、安定して推移。

